

がん教育に係る法律及び計画の概要について

1

がん対策基本法（平成28年一部改正）

第3章 基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

第2節 がん医療の均てん化の促進等

第3節 研究の推進等

第4節 がん患者の就労等

第5節 がんに関する教育の推進

第23条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2

がん対策基本計画

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(現状)

- ・子どもががんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切
- ・医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもにがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要

(課題)

- ・地域によっては外部講師の活用が不十分
- ・教員のがんに関する知識が必ずしも十分でない
- ・外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていない

3

がん対策基本計画

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(取り組むべき施策)

- ・全国での実施状況を把握
- ・教員や外部講師を対象とした研修会等を実施
- ・地方自治体において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議を設置し、関係団体とも協力しながら、がん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う

(個別目標)

- ・全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める

4

千葉県がん対策推進条例 (平成29年一部改正)

第8条

県は、市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

5

第3期千葉県がん対策推進計画

○施策の体系

- ・予防・早期発見
 - (1) 予防
 - (2) 早期発見
- ・医療
 - (1) がん医療の充実
- ・がんとの共生
 - (1) 緩和ケアの推進
 - (2) 相談・情報提供・患者の生活支援
 - (3) がん教育**
 - (4) 子ども・A Y A世代に応じたがん対策
- ・研究等
 - (1) がん研究
 - (2) がん登録

6

第3期千葉県がん対策推進計画

(3) がん教育

(現状)

- ・がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的にがん教育を推進していくことが必要
- ・学校では、国・県の作成したがん教育の教材等により、がん教育が推進されている
- ・本県では、医師やがん経験者などを外部講師として、小中高校などに派遣している

(課題)

- ・教員に対するがん教育の意義の理解促進
- ・教員及び外部講師に対する教材・指導案及び指導上の留意点等の周知

7

第3期千葉県がん対策推進計画

(3) がん教育

(施策の方向)

- ・市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、がん教育を推進する
- ・子どもたちが、がんに関する正しい情報を自ら収集できるように、「ちばがんなび」と「がん情報サービス」の周知を図る
- ・がん教育を実施している団体等を把握し、周知することで、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める
- ・教員に対するがん教育の意義の理解促進
- ・教員及び外部講師に対する教材・指導案及び指導上の留意点の周知のため、国の動向を踏まえ、研修会等の実施を検討する

8

第3期千葉県がん対策推進計画

○個別目標 【がんとの共生】

項目	現状	目標（令和5年度）
がん教育に係る外部講師派遣回数※	5回 (平成29年度)	増加する

※ 「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領に基づく派遣実績

(参考)
平成30年度：17回
令和元年度：27回

9

千葉県がん教育推進協議会

○設置の経緯

平成25年度～平成29年度：千葉県がん対策審議会がん教育部会
平成30年度：千葉県がん対策審議会の再編成【参考資料1-2】
令和2年度～：千葉県がん教育推進協議会

○協議会の特徴

- ・千葉県がん対策審議会から独立
- ・委員数の制限がない（議題に合わせた委員選定が可能）
- ・必要な都度の開催が可能

10

千葉県がん教育推進協議会

○千葉県がん教育推進協議会設置要綱【参考資料1－1】

・目的

県は各機関との協力のもと、がんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることができるように、がんに関する教育の推進のため、当協議会を設置する

・協議事項

- (1) がん教育に係る情報共有
- (2) 外部講師を活用したがん教育
- (3) その他必要な事項